

## 第3回 厚生労働省省内事業仕分け

平成22年4月19日(月)  
(15:00~18:00)  
厚生労働省講堂  
(低層棟2階)

### 1. 議事 (対象法人)

- (1) 独立行政法人労働政策研究・研修機構 (15:00~)
- (2) 独立行政法人福祉医療機構 (16:00~)
- (3) 独立行政法人国立病院機構 (17:00~)

### 2. 民間有識者 (仕分け人)

- |     |     |                             |
|-----|-----|-----------------------------|
| 赤沼  | 康弘  | 日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会委員 |
| 阿部  | 正浩  | 獨協大学経済学部教授                  |
| 小野寺 | 利孝  | 小野寺協同法律事務所弁護士               |
| 河北  | 博文  | 河北総合病院理事長                   |
| 菊池  | 馨実  | 早稲田大学法学学術院教授                |
| 住田  | 光生  | 至誠監査法人理事長 (公認会計士)           |
| 土屋  | 了介  | 財団法人癌研究会顧問                  |
| 渡辺  | 顕一郎 | 日本福祉大学子ども発達学部子ども発達学科教授      |
| 伊東  | 秀征  | 厚生労働行政モニター                  |

※ 仕分け人は、毎回5名程度選任することとしており、  
厚生労働行政モニターは応募のあった中から毎回1名選任する

### 第3回 厚生労働省省内事業仕分け (配付資料)

- ・ 傍聴者のみなさまへ（傍聴時の留意事項）
- ・ 厚生労働省省内事業仕分け傍聴者アンケート
- ・ 座席表
- ・ 議事次第
- ・ 厚生労働省省内事業仕分け8原則、民間有識者

#### 【(独) 労働政策研究・研修機構】

- ・ 資料1（事務・事業説明資料）
- ・ 資料2（改革案説明資料）
- ・ 資料3（論点等）
- ・ 省外からの指摘事項
- ・ 評価シート
- ・ 役員名簿

#### 【(独) 福祉医療機構】

- ・ 資料1（事務・事業説明資料）
- ・ 資料2（改革案説明資料）
- ・ 資料3（論点等）
- ・ 省外からの指摘事項
- ・ 評価シート
- ・ 役員名簿

#### 【(独) 国立病院機構】

- ・ 資料1（事務・事業説明資料）
- ・ 資料2（改革案説明資料）
- ・ 資料3（論点等）
- ・ 省外からの指摘事項
- ・ 評価シート
- ・ 役員名簿

# 第3回厚生労働省省内事業仕分け

(独立行政法人労働政策研究・研修機構)

平成22年4月19日(月)

15:00~16:00

厚生労働省講堂

(低層棟2階)

スクリーン

ステージ

仕分け人

厚生労働行政モニタ  
伊東秀征  
日本福祉大学子ども発達学部  
渡辺顕一郎  
財団法人癌研究会顧問  
土屋了介  
至誠監査法人理事長  
住田光生  
小野寺協同法律事務所弁護士  
小野寺利孝  
早稲田大学法学部教授  
菊池馨実  
河北総合病院理事長  
河合博文  
獨協大学経済学部教授  
阿部正浩  
日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会委員  
赤沼康弘

事業仕分け事務局

付官 政策統括官  
官 政策評価官  
参事官 大臣官房参事官  
(総務担当)  
勤 厚生労働事  
務 次官  
官 総括審議官  
参事官 大臣官房参事官  
(会計担当)

政務三役  
大臣 足立大臣  
副大臣 長副大臣  
大臣 長副大臣  
大臣 細川大臣  
大臣 山井大臣

○ 労働政策担当参事官  
○ (政策統括担当) 官  
○ 独立行政法人労働政策研究・研修機構 長  
○ 独立行政法人労働政策研究・研修機構 長  
○ 独立行政法人労働政策研究・研修機構 長  
○ 独立行政法人労働政策研究・研修機構 長

対象法人

傍聴席

モニター画面

出入り口

# 第3回厚生労働省省内事業仕分け

(独立行政法人福祉医療機構)

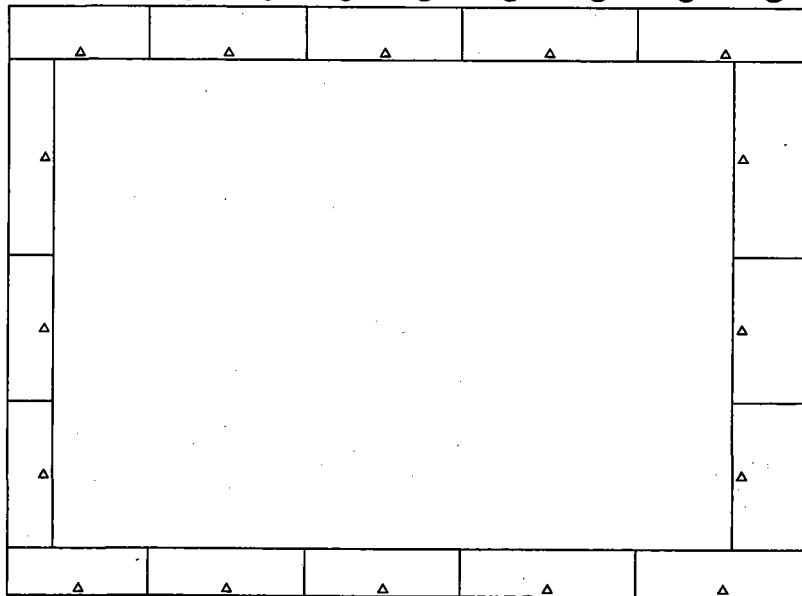
平成22年4月19日(月)  
16:00~17:00  
厚生労働省講堂  
(低層棟2階)

スクリーン

ステージ

仕分け人

赤沼康弘	日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会委員	阿部正浩	獨協大学経済学部教授	河北総合病院理事	河合北院理事	菊池馨実	早稲田大学法学部術院教授	小野寺協同法律事務所弁護士	小野寺利孝	住田光生	至誠監査法人理事長	土屋了介	財団法人癌研究会顧問	渡辺顕一郎	日本福祉大学子ども発達学部教授	伊東秀征	厚生労働行政モニター
------	-----------------------------	------	------------	----------	--------	------	--------------	---------------	-------	------	-----------	------	------------	-------	-----------------	------	------------



付官  
官統括  
官評価  
官  
大臣官房参事官  
(総務担当)  
厚生労働官  
事務次官  
官  
総括審議官  
官  
大臣官房参事官  
(会計担当)

大臣政務官  
大臣政務官  
大臣政務官  
大臣政務官  
大臣政務官  
大臣政務官  
大臣政務官  
大臣政務官

政務三役

○	○	○	○	○
理福独企福独	理福独	社	医	
社立画社立	社立	会	政	
医行指医行	医行	・	局	
療政導療政	療政	援	長	
機法部機法	機法	護		
事構人長構人	長構人	局		
		長		

対象法人

傍聴席

モニター画面

出入口

事業仕分け事務局



## 厚生労働省省内事業仕分け8原則

- ① 行政刷新会議における事業仕分けの対策としてではなく、厚生労働省が自ら改革を実施するために行うものとする。
- ② 今年限りのものではなく、恒常的な事業として位置付ける。
- ③ 厚生労働省の事務・事業や所管する独立行政法人、公益法人等の事業などの在り方について、公開、かつ、外部の視点を入れて、議論を行う。
- ④ 最終的な改革案は、政務三役で決定することから、仕分け作業の場では、最終的な判断を下すことはせず、仕分け人からの意見や仕分けの場での議論などを受け止めて、最終的な意思決定に反映させる。

※ 仕分け作業は、概算要求までに実施。

⇒ 省内事業仕分けを実施した事務・事業や法人が、行政刷新会議での事業仕分けの対象となった場合には、省内事業仕分けを踏まえた改革案をもって臨む。

- ⑤ 厚生労働省の説明者が、事務・事業や法人について説明し、その改革案を提示した上で、省内事業仕分け事務局が仕分け人をサポートするため、事前調査の結果や論点などを示し、活発な議論を行っていただく。
- ⑥ 最後に、仕分け人として外部の民間有識者から、それぞれ、仕分け対象の事務・事業や法人について、「廃止」、「移管」、「見直し」を行うべきといった見解を明確に示していただく。  
※ 仕分け人として国民（厚生労働行政モニター）からも募る。

⑦ 国民から、傍聴者を募り、公開の場で議論する。

⑧ 情報のアクセスを確保するため、メディアにも、フルオープン（議事内容すべてのカメラ撮りを可とする）とする。

## 厚生労働省省内事業仕分け 民間有識者

あかぬま 赤沼	やすひろ 康弘	日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会委員
あべ 阿部	まさひろ 正浩	獨協大学経済学部教授
あらい 荒井	ひであき 英明	厚木市こども未来部こども育成課長
あんねん 安念	じゅんじ 潤司	中央大学法科大学院教授
いわせ 岩瀬	たつや 達哉	ジャーナリスト
おおくぼ 大久保	かずたか 和孝	新日本有限責任監査法人 パートナー、 CSR推進部長（公認会計士）
おのでら 小野寺	としたか 利孝	小野寺協同法律事務所弁護士
かわきた 河北	ひろぶみ 博文	河北総合病院理事長
まくち 菊池	よしみ 馨実	早稲田大学法学学術院教授
くさま 草間	よしお 吉夫	高萩市長
すみた 住田	みつお 光生	至誠監査法人理事長（公認会計士）
たかた 高田	はじめ 創	みずほ証券金融市場調査部長チーフストラテジスト
たかはし 高橋	すすむ 進	株式会社日本総合研究所副理事長
たしろ 田代	ゆうたく 雄偉	元川崎製鉄株式会社環境エンジニアリング部長
つちや 土屋	りょうすけ 了介	財団法人癌研究会顧問
なかやま 中山	ひろし 弘	元学校法人ホンダ学園常務理事
にった 仁田	みちお 道夫	東京大学社会科学研究所教授
ふくしま 福嶋	ひろひこ 浩彦	中央学院大学社会システム研究所教授
みややま 宮山	とくし 徳司	埼玉医科大学医療政策学特任教授
やまうち 山内	たかし 敬	日本元気仕掛け人・わいわい社中代表
わたなべ 渡辺	けんいちろう 顕一郎	日本福祉大学子ども発達学部子ども発達学科教授

独立行政法人労働政策研究・研修機構(JILPT)  
について《事務・事業説明資料》



# 法人概要

## 《基礎データ》

【22年度】 【(参考)21年度】

役員	5名注1	うち国家公務員出身者	1名(公募)	2名
		うち現役出向者	0名	1名
職員	118名注2	うち国家公務員出身者	4名	5名
		うち現役出向者	25名	24名
予算	29.4億円	うち国からの財政支出	28.4億円	32.1億円

\* 役職員数は平成22年4月1日現在、事業費は平成22年度の数値、うち国家公務員出身者及びうち現役出向者については各年度の4月1日現在、うち国からの財政支出については各年度の数値

注1. 平成21年10月に理事(厚労省現役出向者)を1名削減の上、厚労省OBが就いていた理事1及び非常勤監事1は公募

注2. 法人発足時(平成15年10月)の140名から22名(▲16%)削減

## 《主な事務・事業》

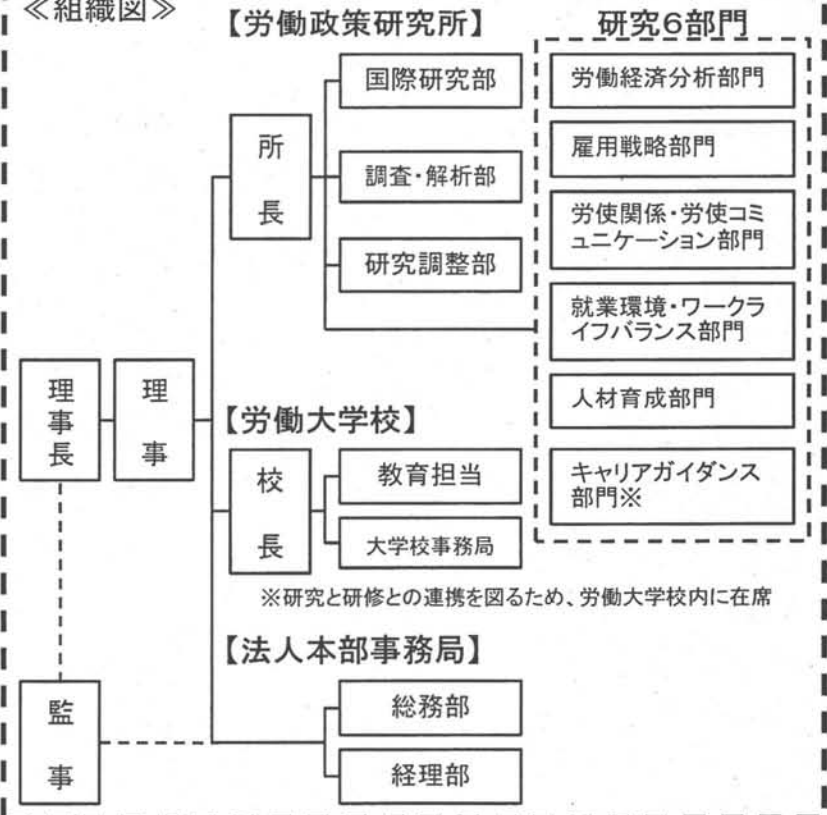
事務・事業	予算	うち国からの財政支出
労働政策研究	11.6億円	11.6億円
情報の収集・整理	9.0億円	9.0億円
成果普及等	4.4億円	3.4億円
労働行政担当職員研修	4.4億円	4.4億円

\* 機構の事務・事業は、外部の有識者(公労使)で構成される「総合評価諮問会議」による事前・事後評価を受けており、その事務・事業には労使の意見が反映されている。

## 《組織体制》

法人本部	労働政策研究所	労働大学校
2部(19名)	3部 5研究部門	教育担当 大学校事務局 1研究部門

### 《組織図》



# 1. 労働政策の総合的な調査研究(労働政策研究、情報の収集・整理)

## (事業の目的・概要)

各省は各々の政策分野における政策研究機関を有しているが、労働分野における政策研究機関がJILPTである。

労働分野における政策の立案は、ILO条約を踏まえ、公労使三者構成の労働政策審議会における審議を経て立案されている。その審議の土台となる調査研究は、労使双方にとって公平・中立であることが求められるとともに、国からも一定の独立性を保ちつつ行われる必要がある。

こうした観点から、労使の参画も得て運営されているJILPTが、独立行政法人として労働行政分野の政策課題(雇用、労働条件、人材育成、労使関係等)や、国内・海外の労働現場の最新の事情・動向について、厚労省の要請に基づき公平・中立の立場から体系的・継続的な調査研究を実施し、労働政策の企画・立案をサポートしている。

## (事業の実施スキーム)

JILPTが実施する調査研究は、厚労省が中期目標で指示したテーマや、毎年度ごとに要請するテーマを踏まえ、労使との懇談会や厚労省担当者との会合などによりニーズを把握し、厚労省との合意を経てテーマ決定・実施される。厚労省とJILPTが密接に連携することにより、労働政策の企画・立案に寄与する実践的な調査研究を実施することができる。

## (事業の主な実施状況(平成20年度実績))

### 1. 労働政策研究

- 報告書等のとりまとめ件数 54件※
- 審議会・研究会、白書等での成果の活用件数 540件(機構発足以来最高)
- ◎ 外部の学識経験者からなる評価部会において5段階中4以上の評価を受けた成果の割合  
… 実績は75.0%(平成19年度比+4.6%)となり、目標(3分の2以上)を達成。

### 2. 情報の収集・整理

- 調査結果等のとりまとめ件数 22件(国内18、海外4)
- 各種統計情報を分析・加工するなどにより、研究や政策立案の基礎となる情報を提供。
- ◎ 審議会・研究会、白書等での成果の活用件数  
… 実績は293件(機構発足以来最高)となり、目標(年100件以上)を大幅に上回る成果

※「論文1本6,000万円」は明らかな事実誤認…「(JILPTは)論文1本を出すのに6,000万円以上かかっている。民間なら2千万円から3千万円できる。」との新聞報道があるが、JILPTが報告書等のとりまとめに要する費用は、1本当たり2千5百万円である(研究に要する経費を、研究員がとりまとめた報告書等の件数で割ったもの)。この6,000万円という数字は、職員の研修など、研究以外の事業を含めたJILPT全体の予算額(32.1億円)を報告書等の件数(54件)で機械的に割った数字(約6,000万円)と推測されるが、これは明らかな事実誤認である。

## (参考) 労働政策の総合的な調査研究の具体例

### ○ 平成21年度以前の調査研究の概要・労働政策の企画立案に対する成果

#### ◆若年者雇用支援に関する研究【平成15年度～18年度】

フリーター・ニート（若年無業者）の実態解明・就業支援政策の提言を目的として、NPO、企業、自治体の就業支援機関等のヒアリングによる実態把握や、アメリカ・ドイツの若年者就業支援政策との比較分析等をいち早く展開。これに基づき、学校・家庭・地域それぞれにおける若年者への就業支援機能の低下という構造的な課題を初めて明らかにするとともに、就業への移行過程を包括的に捉えた各種の就業支援政策を提言。【「フリーター常用雇用化プラン」、ニートの自立支援対策等（平成17～19年度）に結実】

#### ◆パートタイム労働者の雇用管理実態に関する調査研究【平成16年度～平成18年度】

パートタイム労働者の雇用管理の改善等を目的として、事業主と労働者への調査を実施し、雇用管理、処遇、教育訓練等の状況を把握・分析。これに基づき、正社員とパートタイム労働者等との教育訓練等に格差がある実態を明らかにするとともに、正社員転換制度がパートタイム労働者の意欲を高めることを実証。

【正社員転換の推進、教育訓練等による雇用管理の改善等を図るパートタイム労働法の改正（平成19年度）に寄与】

#### ◆ワーク・ライフ・バランスに関する調査研究【平成17年度～平成19年度】

育児・介護と仕事との両立を支援する政策提言を目的として、事業主と労働者への調査を実施し、労働者の育児・介護休業の取得状況、企業の支援体制等を把握・分析。これに基づき、介護休業の期間・取得回数の柔軟化、育児休業の対象要件緩和、復職後の勤務時間短縮等を政策提言。

【子育てをしながら働き続けることができる雇用環境を整備するための育児・介護休業法の改正（平成20年度）に貢献】

#### ◆非正規労働者等に関する調査研究【平成21年度～】

様々な形態の非正規労働者・個人請負等で働く労働者を対象に、それぞれの事情に即した労働条件の確保・雇用支援政策の提言を目的として、横断的な調査を実施し、それぞれの実態（例えばキャリアパス、満足度、働き方への志向性、人材としての活用及び処遇等）を把握・分析。【非正規労働者等への総合的な雇用支援政策の企画立案に活用予定】

### ○ 平成22年度の調査研究の概要

#### ◆高齢者の就業実態と今後の雇用延長等に関する調査研究

いわゆる2013年問題（厚生年金の報酬比例部分の支給開始が60歳から61歳に引上げ）を視野に、高齢者が希望する60歳代の雇用・就業の在り方と雇用制度とのギャップ、先進企業における定年延長等の条件整備等を調査・分析し、雇用延長に向けた政策課題を明らかにする。

#### ◆若年キャリア形成支援に向けての社会的企業の役割と若年就業実態に関する調査研究

若年キャリア形成のための社会的企業の成立条件や、2000年以降の若年の意識・行動様式の変化について調査・分析を行い、景気悪化のしわ寄せを受ける若年雇用の政策課題を明らかにする。



## 2. 成果普及等

### (事業の目的・概要)

機構が蓄積した成果を、ホームページ、メールマガジン、ニュースター等複数の媒体を効果的に活用して広く国民に普及を図ることにより、労働現場における適正な労働条件の確保、良好な労使関係の形成に寄与。

機構における公平・中立で客観的・専門的な研究成果は、公労使三者構成の労働政策審議会における審議にも活用されるとともに、産業レベル・個別企業レベルの労使関係者に対し、労働現場の事情や、労働政策の課題を周知し、政策論議の土台を作る重要な役割を担っている。

### (事業の主な実施状況(平成20年度実績))

#### 1. ホームページ

- 機構が蓄積した調査研究成果や、国内労働統計、海外主要各国の労働事情・労働統計等を掲載しており、年々アクセス件数が増加(平成20年度4005万件、平成19年度3409万件)。

#### 2. メールマガジン、ニュースター

- メールマガジン(週2回)やニュースター(月1回)等の発行により、調査研究成果、労働行政の動向、労働統計、労使団体の動向等の労働現場の実情、第一線の研究者・実務家の論考等を広く普及。

◎ メールマガジンの読者数：26,611人(日本最大級のメールマガジンのポータルサイト「まぐまぐ」の「行政・政治・地域」ジャンルの第1位の読者数を上回る規模)

◎ ニュースター(ビジネス・レーパー・トレンド)の認知度の高まりに応じ、日本最大級の新聞・雑誌記事データベース提供会社である「日経テレコン21」からの依頼を受け、バックナンバーの論文・記事提供を開始(平成21年8月～)。

### 3. 労働行政職員研修(労働大学校)

#### (事業の目的・概要)

労働大学校は、国及び全国の労働基準監督署(321署)、ハローワーク(422所)等における労働行政の適確な遂行を担保するために、全国の労働行政職員23,084名(平成22年度)を対象に研修を実施。

労働政策研究を実施している機構が労働大学校を運営することにより、研究と研修を連携・融合し、研究成果の研修への反映や、研修を通じて吸い上げた現場の問題意識の研究への反映が図られ、相乗効果を上げている。

#### (事業の実施状況(平成20年度実績))

労働大学校は、国及び全国の労働基準監督署(321署)、ハローワーク(422所)等における労働行政の適確な遂行を担保するために、全国の労働行政職員23,084名(平成22年度)を対象に、職員の職責・職務に応じた宿泊型の研修を実施(3体系約80コース)。

##### 1. 一般研修(全職員が対象)

採用1年目に、職員としての自覚と責任、労働行政の遂行に必要な基本的知識及び技術を付与する基礎研修など。

##### 2. 管理監督者研修(労働基準監督署署長・課長級、ハローワーク所長・課長級)

署・所の最高責任者としての行政を取り巻く社会情勢の認識、組織の運営管理、部下の育成・指導、適正な職員管理を行うための知識及び技術などを付与する署・所長研修など。

##### 3. 専門研修(特定の職務・役職に就任後等)

担当業務を担うための、また質的高度化に対応するための高度な専門的知識及び技術を付与。(労働基準監督官、安全専門官、衛生専門官、障害者雇用担当官、労災補償訟務官、労働紛争調整官など)

これらの研修の平均期間は8.4日であるが、新任監督官研修(連続1ヶ月半)、職業指導専門研修(約20日)をはじめとして長期にわたって研修を行うコースも多い。また、研修時間終了後の夜間に、演習のための自主的な課題調査やグループ研究を行うことも多い。

◎ 平成20年度は3,476名の職員に77コースの研修を実施し、目標を大幅に上回る高い評価を獲得(受講生の97%から有意義との評価。目標値は85%)。

※ なお、労働大学校に設置されている宿泊施設を廃止し、研修生の宿泊場所を近隣のビジネスホテル等に変更した場合には、新たに宿泊費等(約2.6億円)を支出する必要が生じ、現行の宿泊施設の維持管理費(約8千万円)を大幅に上回る結果、年間約2億円以上の予算の増加が見込まれる。

独立行政法人労働政策研究・研修  
機構（JILPT）の改革案について  
《改革案説明資料》

# 独立行政法人労働政策研究・研修機構の改革案について

ヒト

## 1. 組織のスリム化

<平成21年度> 121人      <平成22年度> 118人      <平成23年度> 115人※

〔※法人設立時(平成15年度)の140名に比べ25名の減員、8割程度の人員規模に。〕

国家公務員  
OB関連

	平成21年度	平成22年度	削減数
役員	2/6人中	1(公募)/5人中	▲1
職員	5/121人中	4※/118人中	▲1

※ この4名は研究者として転籍した者である。

改革の効果

《削減数》

▲3人(新規)

《今後の対応》

役員: 公募選考を経た者  
職員: 転籍して研究者となった者

モノ

## 2. 余剰資産などの売却

〔(参考) 機構の所有施設は、法人本部・労働政策研究所(東京都練馬区)、労働大学校(埼玉県朝霞市)のみ。〕

《削減額》

—

カネ

## 3. 国からの財政支出の削減

<平成21年度> 28.9億円      <平成22年度> 27.7億円      <平成23年度> 27.1億円

〔・資料センターでの図書購入の縮減など〕

※ 運営交付金の額。施設整備費は、毎年の施設・設備の改修の内容によって増減する。(H21年3.2億円 H22年0.7億円 H23年3.2億円)

《削減額》

▲6,000万円(新規)

※ 上記1の組織のスリム化による3人の削減分を含む。

## 4. その他改革事項:新たに次の3つの取組を実施

- ① 緊急の政策課題に的確に対応した迅速な調査・分析
- ② 労働政策の事後評価に資する調査・研究
- ③ 貧困・困窮者支援における福祉との連携など新たな雇用対策に対応した職員研修

《国民への影響》

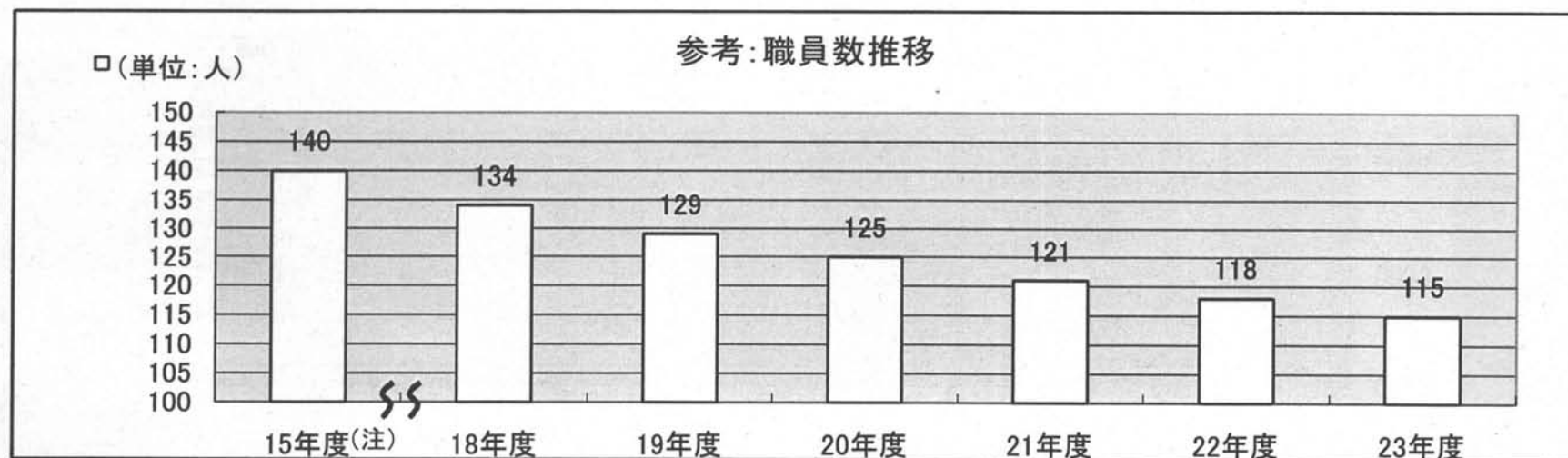
これまで以上に労働政策の適確な企画・立案に貢献

## 1. 組織のスリム化

- 平成23年度は、職員数を更に3名削減(118人→115人)する方針。

<<これまで行ってきた改革努力>>

- 労働政策研究事業の重点化等により、機構設立時の平成15年度に比べ、職員数 ▲16%の大幅なスリム化(▲22人(平成15年度:140人 → 平成22年度:118人))。
- 最近においては、以下のようなスリム化のための取組を実施。
  - ・ 理事(1名)の削減、常任参与(1名)の廃止【理事は平成21年10月から、常任参与は平成22年1月から実施】
  - ・ 管理職の給与引下げ(▲1.6%)、管理職の賞与カット(部長級▲10%、課長級▲5%)【平成22年度から実施】
  - ・ 国と異なる諸手当(職務手当、勤勉手当、超過勤務手当)の見直し【平成22年度から実施】



注: 日本労働研究機構と労働研修所の整理・統合により、独立行政法人労働政策研究・研修機構が発足。

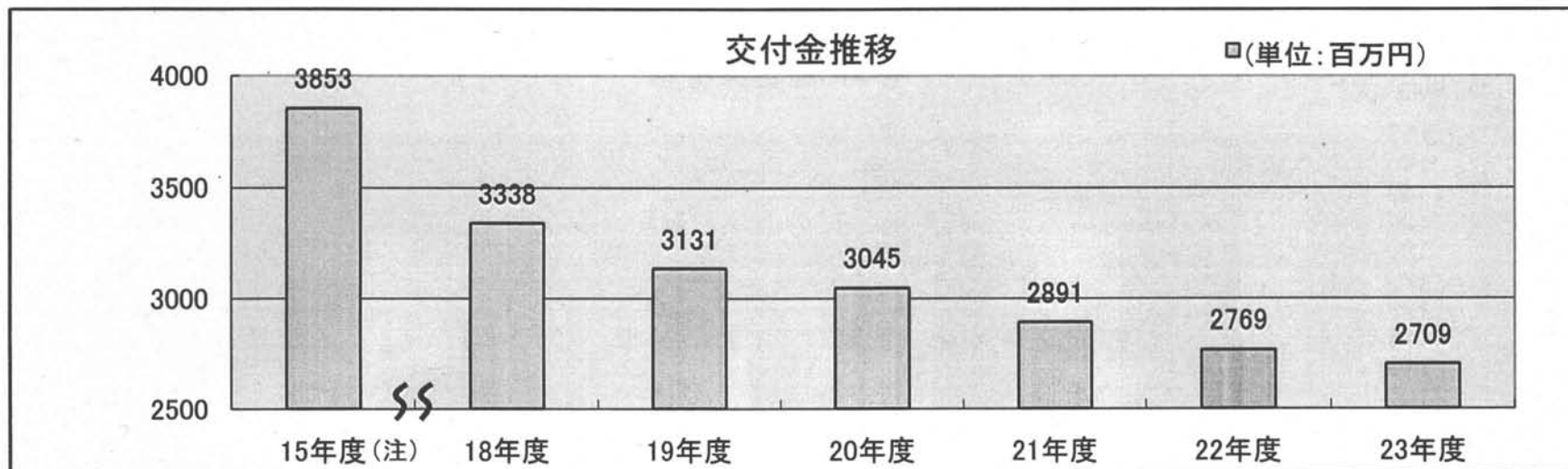


## 2. 国からの財政支出の削減

- 平成23年度は、これまで行ってきた改革努力を継続するとともに、①資料センターでの図書の購入の縮減、②成果物の印刷部数の縮減などにより、運営費交付金を6,000万円縮減する方針。

<<これまで行ってきた改革努力>>

- 機構設立時の平成15年度に比べ、平成22年度の運営費交付金は▲11億円(▲28%)の縮減。
- 最近においては、以下のような予算縮減の取組を実施(一部再掲)。
- ・ 理事(1名)の削減、常任参与(1名)の廃止【理事は平成21年10月から、常任参与は平成22年1月から実施】
  - ・ 労働大学校の管理・運營業務に市場化テストを導入【平成21年度から実施。民間企業5社から入札があり、新東産業株式会社が落札。なお、いずれの企業にも厚労省OBはいない。】
  - ・ 管理職の給与引下げ(▲1.6%)、管理職の賞与カット(部長級▲10%、課長級▲5%)【平成22年度から実施】
  - ・ 国と異なる諸手当(職務手当、勤勉手当、超過勤務手当)の見直し【平成22年度から実施】
  - ・ 一般競争入札の徹底、施設整備の見直し、広報業務の見直し等によるコスト削減【平成22年度から実施】



注：日本労働研究機構と労働研修所の整理・統合により、独立行政法人労働政策研究・研修機構が発足。

### 3. その他改革事項

- 労働行政を取り巻く情勢の変化に迅速・的確に対応し、労働行政の適確な企画・立案にこれまで以上に貢献するため、平成22年度から新たに次の3つの取組を実施。

#### 1. 緊急の政策課題に的確に対応した調査・分析

部門横断のプロジェクトチームを設置し、厚労省からの緊急の研究要請に対し短期・集中で成果を出す調査・分析の仕組みを創設。

(取組例)

##### ◎ 未就職卒業者についての緊急調査

新規学卒求人が急激に減少する中で、昨年度末卒業者には、未内定のまま卒業して求職活動を続けている者や就職活動を断念した者が多数に及ぶことが危惧される。

このため、高校進路指導部、大学キャリアセンターへのアンケート調査を実施し、現在の未内定卒業者の状況、未内定となった背景などの実態を明らかにする。

##### ◎ リーマンショック後の日系人の就労状況に関する緊急調査

リーマンショック以降、日系人の製造業からの離職が生じ、様々な分野での就業が進みつつある。このため、日系人を新たに雇い入れた事業所などへのアンケート・ヒアリングなどによる調査を実施し、離職した日系人が新たに就職した職種、賃金水準などの実態を明らかにする。

## 2. 労働政策の事後評価に資する調査・研究

主要な労働政策の実施状況や政策効果についての調査研究等を実施し、労働政策のPDCAサイクルに資するための調査研究を新たに実施。

(取組例)

### ◎ 改正パート法の政策評価のための調査

事業主やパート労働者に対し、アンケート調査を実施し、パート労働者の均衡待遇や正社員転換等についての実態や、平成20年4月に施行された改正パート法の効果を明らかにする。

### ◎ 非正規労働者の能力開発とジョブカード有効活用のための調査研究

非正規労働者について、個人の能力・キャリア開発、企業の雇用・能力開発管理の改善、外部労働市場の構築に対するジョブカード制度の有効性を調査・分析し、改善されるべき政策課題を明らかにする。

## 3. 貧困・困窮者支援における福祉との連携など新たな雇用対策に対応した職員研修

貧困・困窮者支援や若年者支援の強化といった新たな雇用対策に対応して、求職者の住居・生活支援に関する相談への対応などハローワーク職員の研修を強化。ハローワーク職員の資質を高め、行政サービスの質を向上させる。

(取組例)

◎ 労働に隣接する分野（福祉分野）に関する知識も含めた貧困・困窮者に対する総合相談についての科目を新設。

◎ 若年者雇用問題の最新状況・研究成果を教授するとともに、実践的な若年者支援の演習（「若年者就職サポート演習」等）を行う。

独立行政法人労働政策研究・研修機構  
の論点等について

## 主要な論点

- ① 政策研究について、国の直轄とすることはできないか。または、他の政策研究機関と統合することはできないか。

(参考) 国所管の政策研究機関

施設等機関（直轄）	独立行政法人
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済社会総合研究所（内閣府）</li> <li>・ 情報通信政策研究所（総務省）</li> <li>・ 法務総合研究所（法務省）</li> <li>・ 財務総合政策研究所（財務省）</li> <li>・ 国立教育政策研究所（文科省）</li> <li>・ 科学技術政策研究所（文科省）</li> <li>・ 国立社会保障・人口問題研究所（厚労省）</li> <li>・ 農林水産政策研究所（農水省）</li> <li>・ 国土交通政策研究所（国交省）</li> <li>・ 防衛研究所（防衛省）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済産業研究所（経産省）</li> <li>・ 国立環境研究所（環境省）</li> </ul>

- ② 労働大学校について、国の直轄とすることはできないか。また、宿泊棟を廃止・売却し、ホテル等を活用することができないか。

《共通事項（全法人）》

- 当該法人の事務・事業に対する運営費交付金、補助金等の国からの財政支出が適正な額であるか。事務・事業の実施に当たって冗費（ムダ）はないか。
- 当該法人の組織は、当該法人の事務・事業を実施するために適切な体制であるか。

(参考)

ラスパイレス指数：104.8（平成20年度、事務職）

100.0（平成20年度、研究職）

常勤役員に占める厚生労働省出身者：1／5（理事1名（公募の結果））

職員数：118人（本務事務局19人、労働政策研究所78人、労働大学校21人）

- 不必要な余剰資産などを抱えていないか。不要なものは整理すべき。

(参考)

(億円)

現預金	有価証券	土地・建物	その他	計
11	2	60	3	76

(次ページに続く)

《労働政策研究》

- 機構が行っている政策研究は、国の政策の企画立案に役立っているのか、具体的に説明すべき。

(参考)

主な業務	コスト(国からの財政支出)	主な成果物(平成20年度)
政策研究	11.6億円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究成果のとりまとめ件数: 54件</li> <li>・審議会・白書等での成果の活用件数: 540件</li> </ul>
情報の収集・整理	9.0億円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査結果等のとりまとめ件数: 22件</li> <li>・国内外の各種労働関係統計の分析・加工(労働分配率・労働力需給推計等の高度加工統計、国際比較等の作成)</li> <li>・審議会・白書等での成果の活用件数: 293件</li> </ul>

- 他の研究機関等と統合することはできないか。

(参考)

国所管の政策研究機関

施設等機関(直轄)	独立行政法人
<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済社会総合研究所(内閣府)</li> <li>・情報通信政策研究所(総務省)</li> <li>・法務総合研究所(法務省)</li> <li>・財務総合政策研究所(財務省)</li> <li>・国立教育政策研究所(文科省)</li> <li>・科学技術政策研究所(文科省)</li> <li>・国立社会保障・人口問題研究所(厚労省)</li> <li>・農林水産政策研究所(農水省)</li> <li>・国土交通政策研究所(国交省)</li> <li>・防衛研究所(防衛省)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済産業研究所(経産省)</li> <li>・国立環境研究所(環境省)</li> </ul>

(次ページに続く)

- 機構が行っている政策研究、情報の収集・整理等については、政策研究機関として実施するのではなく、大学やシンクタンク等への委託方式をとることについて、どう考えるか。

《成果普及等》

- 研究成果の普及などが効果的・効率的に行われているか。

(参考)

主な業務	コスト(国からの財政支出)	主な成果物(平成20年度)
成果普及等	3.4億円	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ホームページ・データベース                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査研究成果へのアクセス件数：176万件</li> <li>・キャリアマトリックスへのアクセス件数：2,390万件</li> </ul> </li> <li>○メールマガジン                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・週2回、計93回発行</li> <li>・読者数：26,611人</li> </ul> </li> <li>○ニュースレター                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・月1回、計12回発行</li> </ul> </li> <li>○労働政策フォーラム                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・7回開催、延べ1,391人参加</li> </ul> </li> <li>○労働関係法規集                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・11,000部発行</li> </ul> </li> </ul>

《労働行政担当職員研修》

- 労働大学校で行う研修は、効率的かつ効果的に実施されているか。

(参考)

主な業務	コスト(国からの財政支出)	主な成果物
研修	4.4億円	<ul style="list-style-type: none"> <li>コース数：3体系77コース</li> <li>受講者数：3,219名(平成21年度)</li> <li>受講者に対するアンケート結果 満足度：97.0%</li> </ul>

(次ページに続く)



- 国の職員の研修を独立行政法人で行う必要があるのか。機構で行うメリットは何か。

仕分け人名 ( )

法人名 独立行政法人労働政策研究・研修機構

**【記載要領】**

本日の改革案の説明や議論に基づいて、法人の1. 事務・事業、2. 組織・運営体制について、□欄にそれぞれチェックし、ご意見を記載下さい。

1-①事務・事業 ( 労働政策研究 )

※左記の事務・事業をどのように扱うか  
チェック願います。

- 改革案では不十分
  - ①事業そのものを廃止
  - ②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
  - ③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
  - ④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
  - ⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
  - ⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）

改革案が妥当

(具体的な更なる見直し内容等を記述願います)

1-②事務・事業 (労働行政担当職員研修(労働大学校))

※左記の事務・事業をどのように扱うか  
チェック願います

- 改革案では不十分
  - ①事業そのものを廃止
  - ②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
  - ③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
  - ④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
  - ⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
  - ⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)
- 改革案が妥当

(具体的な更なる見直し内容等を記述願います)

2 組織・運営体制 ※法人そのものをどうするかチェック願います

- 改革案では不十分
  - ①廃止
  - ②他独法との統合・移管
  - ③更なる見直しが必要(人員・管理費、余剰資産、組織など)
- 改革案が妥当

(具体的な更なる見直し内容等を記述願います)

独立行政法人労働政策研究・研修機構  
 (役員名簿)

平成22年4月1日現在

役 職	氏 名	略 歴 (出身省庁等及び前職)	就 任 年 月 日
(常 勤) 理 事 長	稲 上 毅	前法政大学経営学部教授	平成19年10月1日
理 事	草 野 隆彦※	前厚生労働省職業能力開発局長	平成22年1月1日
理 事	山 田 潤三	前労働政策研究・研修機構調査・解析部長	平成20年7月1日
監 事	小宮山 訓章	前東京電力株式会社本店広報部原子力センター長	平成21年6月25日
(非常勤) 監 事	吉 原 和行※	前三井物産内部監査部特任監査人	平成22年1月1日

※ 公募選考

最近の労働政策研究・研修機構に関する省外からの指摘事項など  
(資料)

- ① 朝日新聞記事（平成21年11月17日）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ② 東京新聞記事（平成22年4月16日）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

# 天下り嘱託で高給採用

## 厚労3法人公表の対象外

厚生労働省所管の三つの独立行政法人が、厚労省元幹部ら中央官庁出身の天下りOB計6人を給与水準が公表されない嘱託職員として雇用していることが、朝日新聞の調べで分かった。給与は役員に準じたレベルだが、嘱託職員のため天下り凍結の対象外になっている。規制を免れ、天下り利権が温存されている形だ。(座小田英史) 34面に関係記事

独法の天下りOBの高額な給与は行政刷新会議でも問題になっている。各省庁は企画官以上の再就職先を公表しているが、政府側はこれまで、独法が天下りOBを高給の嘱託職員にしている実態までは把握していなかったという。

独立行政法人の嘱託職員  
正式の雇用や任命業務に携わること依頼された職員。独法関係者によると、独法で勤務する正規職員は長期の雇用契約を結んでいるが、嘱託職員は1年間など

3法人は「高齢・障害者雇用支援機構(高障機構)」「雇用・能力開発機構」「労働政策研究・研修機構」。3法人は、理事長の裁量などで給与などが決められる特別な嘱託職員として、参事や参事の肩書で常勤ポストを配置。

短期の雇用契約を結んで事務などを行う。厚労省関係者は「高給で嘱託として雇用するのは、弁護士など特殊な技能がある人が想定される。中央官庁の天下りOBはそれにあてはまらない」と指摘している。

厚労省、財務省、総務省など			
天下り			
高障機構	雇用・能力開発機構	労働政策研究・研修機構	
役員 2人 嘱託 3人	役員 2人 嘱託 2人	役員 1人 嘱託 1人	
ポスト	天下りの人数	年収	人件費5%カットの法律
役員	5人	約1300万~約1700万円(公表)	対象
嘱託	6人	約900万~約1200万円	対象外

天下りOB計6人はこのポストになり、役員に準じた給与を支給されていた。役員は給与水準の公表が定められていたが、嘱託は対象外だ。

高障機構は、厚労、総務、財務各省のOB各1人を参事として雇用。機構は給与額を明らかにしていないが、09年度概算要求の予算資料では年収約1200万円、役員

(以上)と同じ。

政府関係者によると、独法で勤務する嘱託職員は期間限定で事務などを行い、年収は300万~400万円が一般的だという。

一方、独法の人件費は、05年度を基準に06年度以降の5年間で5%以上削減することが法律で決まっている。だが、高障機構と労働政策研究・研修機構では、事業の業務費や管理費に参事らの給与を計上。この人件費削減の対象外になっていた。

高障機構は「(参事は)専門的な観点から指導、助言を行う業務で、部長級。1年ごとに嘱託として採用している」。労働政策研究・研修機構は「配置は公表している。業務にどうしても必要なポストでもあり、業務費から支出しているも適切と考えている」。雇用・能力開発機構は「専門的または、技術的事項に関する調査、企画を担当すること、業務に基づいて嘱託採用している。嘱託職員の給与は人件費ではなく業務経費に計上しているが、業務経費も中期目標によって適切に削減をしている」という。

この記事は朝日新聞社の許諾を得て転載しています。無断で複製、送信、出版、頒布、翻訳、翻案等著作権を侵害する一切の行為を禁止します。

事業仕分け第二弾で仕分け人を務める与党国会議員は十五日、対象となる独立行政法人（独法）の視察を始めた。同日は、民主党の尾立源幸参院議員が厚生労働省所管の労働政策研究・研修機構（労働機構）と文部科学省所管の海洋研究開発機構（海洋機構）を訪れた。

### 労働機構 論文6000万円

### 海洋機構 家賃1.1億円

仕分け対象「無駄」指摘

い」と指摘した。

海洋機構では、年一億

尾立氏は労働機構で「論文一本あたり六千万円以上かかっている。民間なら二千万円から三千万円まで」と追及。機構側は「成果は論文だけではない」と釈明したが、尾立氏は「経費の無駄と独法でやることかどうかを仕分けで問いたければいい」と述べた。

2010.4.16 東京新聞 (朝刊) 2面

この記事は中日新聞東京本社・東京新聞の許諾を得て転載しています。無断で複製、送信、出版、頒布、翻訳、翻案等著作権を侵害する一切の行為を禁止します。

独立行政法人福祉医療機構について  
《事務・事業説明資料》



# 法人概要

## 《基礎データ》

【22年度】 【(参考)21年度】

役員	6名	うち国家公務員出身者	0名	2名
		うち現役出向者	1名	1名
職員	257名	うち国家公務員出身者	4名	4名
		うち現役出向者	6名	8名
事業費	6,409億円	うち国からの財政支出	2,466億円	3,227億円

\* 役職員数は平成22年4月1日現在、事業費は平成22年度の数値、うち国家公務員出身者及びうち現役出向者については各年度の4月1日現在、うち国からの財政支出については各年度の数値

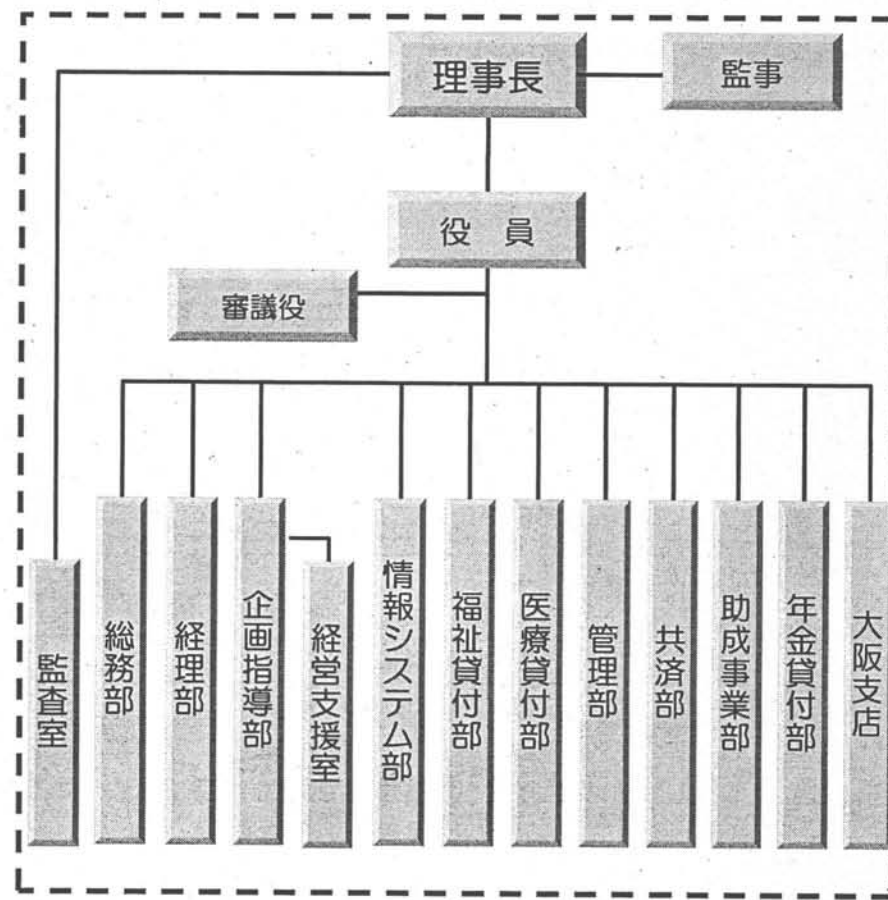
## 《組織体制》

本部	10部28課2室 (230人)	うち管理部門 4部8課1室(74人)
大阪支店	4課 (27人)	うち管理部門 1課(3人)

## 《主な事務・事業》

事務・事業	事業費	うち国からの財政支出
福祉貸付、医療貸付、 福祉医療経営支援事業	3,122億円	計 2,162億円
		うち運営費交付金・利子補給金 79億円 うち財政融資資金 2,083億円
年金担保貸付事業 労災年金担保貸付事業	1,952億円	—
福祉保健医療情報サービス事業	7億円	6億円
退職手当共済事業 心身障害者扶養保険事業	1,253億円 (給付金を含む)	262億円 うち退職手当共済事業の 給付費補助金 256億円

\* 財投機関債を除く



# 福祉医療機構の概要

福祉医療機構においては、福祉・医療に関する多様な事業を一体的に実施することにより、地域の福祉・医療の向上を目指して民間活動を支援しています

## — 地域 —



特養  
グループホーム



保育所

《社会福祉法人》



病院



介護老健

《医療法人》



子育て



高齢者

障害者

《NPO・個人》

地域包括  
支援センター

### 福祉貸付

- 実績1,033億円 (652件)
- 融資残高1兆3,823億円 (1万4,890件)

### 退職手当共済

- 〔福祉施設等に從事する職員に退職金を支給〕
- 加入法人数1万5,113法人
- 加入職員数67万3,408人
- 支給者数7万6,570人

### 医療貸付

- 実績542億円 (280件)
- 残高1兆8,598億円 (6,799件)

(平成20年度実績)

### 社会福祉振興助成

- 交付金額30億円 ○交付件数931件

### 心身障害者扶養保険

- 年金支払額117億円
- 加入口数8万8,394口
- 受給口数4万6,671口

### 年金・労災年金担保貸付

- 実績1,995億円 (21万7,965人)
- 残高1,938億円 (34万3,323人)

### 承継年金住宅融資等債権管理回収

- 回収額3,242億円
- 残高2兆3,998億円 (48万391件)

### 経営支援

- 経営診断件数1,142件 ○セミナー開催回数17回 (受講者数2,952人、満足度71.6ポイント)

### 福祉保健医療情報サービス (WAMNET)

- 年間ヒット件数2億831万件 ○登録機関数6万9,754件 ○満足度90.4%

WAM

独立行政法人福祉医療機構

# 福祉医療貸付事業の概要 —長期・固定・低利の融資により施設整備を推進—

## ◆ 福祉施設関係 ◆

[国民]

子育て支援のため  
保育所の整備を!

介護施設が  
足りない!

障害者の自立を  
支援する施設を!

防火対策や  
施設の建替え・耐震化が  
必要!

福祉施設  
の充実を

## [利用者ニーズ]

[社会福祉法人・医療法人等]

民間金融機関  
からの借入れが困難

経営が厳しく  
資金に余裕がない

施設の充実や建替えを  
したいけど  
資金等の面で厳しい

## ◆ 医療施設関係 ◆

[国民]

救急時の  
医療が不安!

小児科・産科  
が足りない!

耐震化を進め  
安心な病院に!

がん・脳卒中・糖尿病  
などの専門的な病院を!

医療施設  
の充実を

特養待機 42万人 厚生労働省調査

21.12.13朝日

[民間金融機関] 機構と一緒にあれば  
安心して融資できる

## [福祉医療機構]

長期 + 固定 + 低利 の融資による支援

償還確実性だけでなく  
政策上の必要性を重視

蓄積された  
ノウハウ・データを活用

少子高齢化に伴う需要の増大

既存施設の建て替え対応

福祉医療機構の役割は  
ますます重要に!

子育てビジョン閣議決定

22.1.29  
読売夕刊

病院耐震「合格」5%止まり

22.1.5  
読売夕刊

22.2.13  
朝日

妊婦・小児救急手厚く  
ベッド確保を促す策も



◆事業内容◆

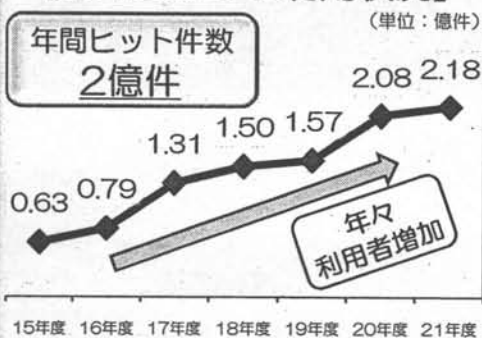
- 最新の介護事業者、障害福祉サービス事業者情報等を提供・検索
- 全国の病院・診療所情報の提供・検索、

探していた介護事業所が相談員からすぐにご紹介いただけて助かりました。

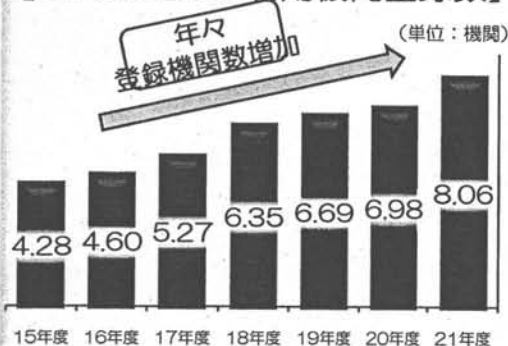
介護事業所や介護施設を利用者ニーズに合わせて条件検索できるため、利用者に最適なお提案できます。



【WAMNETの利用状況】



【WAMNETの利用機関登録数】



◆制度の概要等◆

- 年金受給者の一時的な資金需要に対し、金融機関からの融資が受けられずヤミ金融などからの借入により生活困窮に陥る事例が見られたこと等を背景に創設
  - 年金を担保に供することは年金各法で原則禁止
  - 民間金融機関では、一般に本事業より高金利。高齢者を対象から除外
  - 年金担保貸付には国の財政措置なし
- 葬儀費用が足りない
- 雨漏りの修繕をしたい
- 医療費が必要
- 急な出費に対応するための資金が必要

◆融資条件等◆

区分	年金担保貸付	労災年金担保貸付
貸付金利 (H22.4.19日現在)	年1.9%	年0.9%
貸付金額	・10～250万円の範囲内 ・年金額の1.2倍以内 等	
H20年度新規貸付	214,228人 (1,944億円)	3,737人 (51億円)
H20年度末残高	337,207人 (1,888億円)	6,116人 (50億円)

◆平成22年2月の取扱変更◆

資金の必要額等の確認強化	満額返済の廃止	返済回数の増加	返済条件の緩和措置の導入
--------------	---------	---------	--------------

独立行政法人福祉医療機構の改革案について  
《改革案説明資料》

# 独立行政法人福祉医療機構の改革案について

**ヒト**

## 1. 組織のスリム化

<p>&lt;平成21年度&gt; 理事4名 職員260名 10部1支店34課</p>	<p>&lt;平成22年度&gt; 理事3名(▲1名) 職員257名 10部1支店32課</p>	<p>&lt;平成23年度&gt; 理事3名 職員254名(▲3名) 8部1支店31課</p>
---	--	---

[ ・管理部門を再編し、管理職ポストの削減 ]

国家公務員  
OB関連

	平成21年度	平成22年度	削減数
役員	2/7人中	0/6人中	▲2
職員	4/260人中	4/257人中	—

**改革の効果**

《削減数》

部長ポスト ▲2名(新規)  
課長ポスト ▲1名(新規)

《今後の対応》

職員：定年後解消(22年度末に1名減、23年度末に2名減、24年度末に1名減と段階的に解消)

**モノ**

## 2. 余剰資産などの売却

- ・平成22年度中に職員宿舎(26戸)の入札手続きを実施
- ・平成22年度中を目途に公庫総合運動場の入札手続きを実施

《削減額》

▲8.98億円(簿価額)(新規)  
(22年度中を目途)

**カネ**

## 3. 国からの財政支出の削減

<p>&lt;平成21年度&gt; (運営費交付金) 41.37億円</p>	<p>&lt;平成22年度&gt; (運営費交付金) 41.20億円</p>	<p>&lt;平成23年度&gt; (運営費交付金) ①WAMNETを廃止した場合 35.37億円 ②WAMNETを見直した場合 39.67億円</p>
--	--	--

[ WAMNETの見直しに加え  
・人件費の削減(24年度までにラスパイレス指数を概ね100とする。)  
・電力使用量の削減、出張旅費の削減等 ]

《削減額》

①WAMNETを廃止した場合  
▲5.83億円(新規)  
②WAMNETを見直した場合  
▲1.53億円(新規)

## 4. その他改革事項

- 福祉貸付事業、医療貸付事業
- ・資金調達ニーズへの迅速な対応
- ・申請書類の更なる簡素化

《国民への影響》

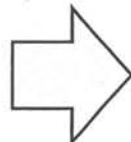
利用者サービスの向上

ヒト

## 1. 組織のスリム化

平成22年度

理事3名  
職員257名  
10部1支店32課



平成23年度～

理事3名  
職員254名(▲3名)  
8部1支店31課

削減数など

部長ポスト▲2名・課長ポスト▲1名  
(削減額3,500万円)

- 本部の管理部門を再編し、10部1支店32課を8部1支店31課に削減。
- 大阪支店(4課)について、廃止した場合の費用削減効果の検証を本年4月中に行い、22年度上半期中に結論を示す。  
(大阪支店:職員数27人)

<<これまで行ってきた改革努力>>

- 理事定数の削減、理事長報酬の引下げ(22年4月実施)
  - ・理事 ▲1名
  - ・削減額1,500万円
- 課の統合、ポスト削減(22年4月実施)
  - ・10部1支店34課を10部1支店32課へ削減
  - ・課長ポスト ▲2名

モノ

## 2. 余剰資産などの売却

効果額など

▲8.98億円(簿価額)

《具体的な見直しの内容》	《見直しによる具体的な改革効果》
○職員宿舎売却予定 26戸 (平成22年度中に入札手続きを実施)	▲3.39億円(簿価額)
○残りの職員宿舎(72戸)については、全廃も視野に入れ、段階的に縮減を図る。 (平成24年度末を目途)	
○公庫総合運動場(三鷹市 2,380㎡)については、速やかに売却等を行う。 (三鷹市及び関係機関と調整の上、平成22年度中を目途に入札手続きを実施)	▲5.59億円(簿価額)

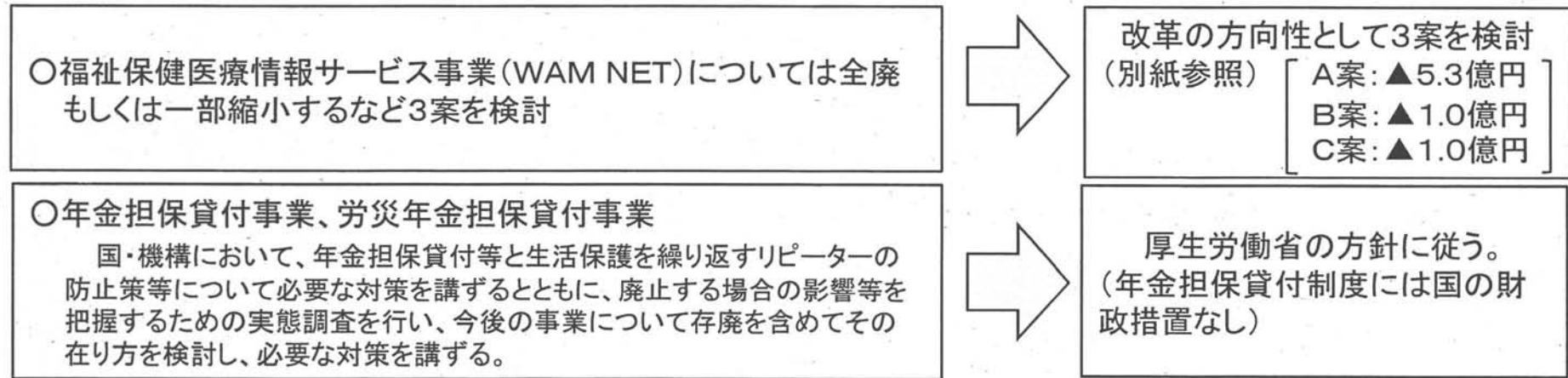


カネ

### 3. 国からの財政支出の削減



#### 《具体的な見直しの内容》



#### 4. その他改革事項

- 福祉貸付事業、医療貸付事業
  - ・資金貸付時の審査期間を更に短縮し 資金調達ニーズに迅速に対応する。
  - ・資金貸付時の申請書類の更なる簡素化に向けた検討を行う。

#### 《国民への影響》

利用者サービスの向上

#### 今後の目標

国の政策効果が最大となるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援します。

## WAMNET事業の改革の方向性

	A案（廃止）	B案（見直し①）	C案（見直し②）
システム最適化計画に基づくコスト削減	—	実施	実施
行政情報の掲載	厚生労働省HPに掲載	厚生労働省HPに掲載	継続
医療機関・介護事業所情報等の掲載	厚生労働省HPに掲載	継続	継続
コスト削減額 22年度予算額7.0億円	23年度：▲5.3億円	23年度：▲1.0億円 24年度：▲3.0億円	23年度：▲1.0億円
メリット	事業費削減	○ケアマネジャーの利便性確保 ○担当職員の雇用配慮	○ケアマネジャーの利便性確保 ○担当職員の雇用配慮 ○現場の混乱回避
デメリット	○追加費用（1.7億円） ・開発の中止に伴う支払金 ・電子届出システム等開発経費等が発生 ○厚労省HP開発経費が発生 ○日々更新収集される介護事業者情報等の利用停止	○事業費がかさむ ○自治体HPとの部分的重複	○事業費がかさむ ○自治体HPとの部分的重複 ○厚労省HPとの部分的重複

最近の福祉医療機関に関する省外からの指摘事項など  
(資料)

- ① 朝日新聞記事 (平成 21 年 12 月 10 日) . . . . . 1
- ② 朝日新聞記事 (平成 22 年 4 月 15 日) . . . . . 2

# 年金前借り後 生活保護490件

昨年度調査

## 福祉機構、2月に審査見直し



公的年金を250万円まで前借りできる国の年金担保融資制度(年担)を利用した結果、収入が減って生活保護を受給した例が2008年度で4908件に上った。厚生労働省の調べでわかった。病氣や冠婚葬祭など年金生活者の急な資金需要にこたえるための制度だが、緩い審査が生活苦を招き、年金と生活保護の「二重受給」を一部で助

長しているとの批判もある。実施主体の独立行政法人は、来年2月から審査方法などを見直し。  
厚生年金や国民年金、労災年金など公的年金を担保に取る融資は法律で禁じられているが、厚生労働省傘下の独法「福祉医療機構」だけが例外的に認められている。  
返済は年金からの天引きで回収し、焦げ付きリスクが小さいことから、審査は緩い。「公序良俗に反する」などの用途には貸さない決まりだ

が、実際には遊興費や借金返済のために多額の借金を返済し、その後受け取る年金が激減して生活保護の申請に至る例が後を絶たない。  
08年度は年担保利用者が生活保護を申請した5108件のうち4908件(96%)が受給を認められた。中には年担保申請も8000件あり、786件(88%)が認められた。  
厚生労働省は06年度から、年金と生活保護の「二重受給」を制限しているが、06年4〜12月の前回調査よりも月平均の生活保護の受給者数は1割増えており、十分な歯止めにな

年金担保融資 公的年金の受給権を担保に生活資金を貸し付ける制度。返済は翌々月以降の年金から一定額が天引きされる。融資額は10万〜250万円(年金額(年額)の1.2倍まで)。年利は厚生年金が0.1%、労災年金が0.9%と低い。08年度末の融資残高は34万件、計約1900億円。全国金融機関が窓口。  
「貸し付け」は翌々月以降の年金から一定額が天引きされる。融資額は10万〜250万円(年金額(年額)の1.2倍まで)。年利は厚生年金が0.1%、労災年金が0.9%と低い。08年度末の融資残高は34万件、計約1900億円。全国金融機関が窓口。  
福祉医療機構は来年2月の申請から、使途ごとの必要額と支出時期の記入を義務づける。一方で、無理なく返済できるよう、年金全額を天引きする方式を廃止し一定額は手元に残るようにする。返済回数も最大12回から15回に増やし、1回の返済額を減らす。  
年担保の審査をめぐっては、機関の有識者研究会で、借入情報機関に借金の有無を照会するなどの見直し案が検討されたが見送られた。安易な年担保利用から生活困窮に至る流れを断ち切れるかは不透明だ。年担保に代わる高齢者向けの公的融資制度をどう充実させるかも課題になっている。(江潮崇)

2009. 12. 10 朝日新聞 (9刊) 1面

この記事は朝日新聞社の許諾を得て転載しています。無断で複製、送信、出版、頒布、翻訳、翻案等著作権を侵害する一切の行為を禁止します。

# 年金の前借り 廃止も視野に

長妻厚労相

公的年金を最大250万円前借りできる国の年金担保融資制度（年担）ⅡⅡを利用したために生活苦に陥る人が相次いでいる問題で、長妻厚労相は14日、「ほかの仕組みで目的が達成されるならば、非常に必要性が低い、あるいは、なくなるということも言える」と述べ、廃止も視野に制度を見直す考えを表明した。

衆院厚生労働委員会で、柿沢未途議員（みんなの党）の質問に答えた。

年金を受け取る権利を担保

にした融資は法律で禁じられているが、厚労省所管の独立行政法人、福祉医療機構が例外的に許されている。年金から天引きで回収するため審査は緩い。多額の前借りをした結果、受け取る年金が減り、生活保護に至る例が2008年度で約5千件あった。福祉医療機構の事業は、政府が近

く始める事業仕分けの対象として候補に挙がっている。

長妻厚労相は「医療や冠婚葬祭、住宅修繕など急な出費に対応するための必要最低限、最後の安全網としての機能が本来の趣旨だ」と説明。

遊興費や借金の返済に使われているという指摘に対しては、「そもそも趣旨に合致した融資状況か、ほかに適切な制度がないのか、再度確認する必要がある」と述べ、実際の使われ方を調査する方針を明らかにした。

度が年金受給者にも使いやすくなった」として、「ほかの制度との整合性が取れているのかも、一度きちんと確認したい」と語った。

年担は今年2月に運用が見直された。融資を申し込む際に使い道を記入させる▽年金全額を返済に回す仕組みを廃止▽返済額を途中で変更可能にする▽最大返済回数を増やして1回の返済額を減らす――などの改善策をとったが、日本弁護士連合会は「年担の問題を根本的に解決するものではない」として制度廃止を厚労省に申し入れていた。

2010. 4. 15 朝日新聞（朝刊） 6面

この記事は朝日新聞社の許諾を得て転載しています。無断で複製、送信、出版、頒布、翻訳、翻案等著作権を侵害する一切の行為を禁止します。